

くらしの伝言板

冬の暴力追放運動

12月15日(火)から1月14日(木)まで「冬の暴力追放運動」を実施します。

■重点目標

- 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- 振り込め詐欺、サラ金、架空請求、暴力的要求などの被害の早期相談、積極的な届け出を呼び掛ける
- 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

○暴力団関係者との交遊や車の暴走行為、薬物乱用などの非行行為を見たときには保護者や関係者に連絡するように呼び掛ける

暴力追放

「三ない運動+1(プラスワン)」

1. 暴力団を恐れない
 2. 暴力団にお金を出さない
 3. 暴力団を利用しない
- + 暴力団と交際しない

訓子府町暴力追放推進協議会

歳末たすけあい運動 12月14日まで展開中

今年も「歳末たすけあい運動」を、12月1日から14日まで行います。

皆さまからの募金は、町内会・実践会を通じてお願いをしていますが、社会福祉協議会の窓口でも随時受け付けをしています。心温まるご協力をお願いいたします。

皆さまからお寄せいただきました募金は、訓子府町共同募金委員会理事会で配分先と配

分金額が決定されますが、例年、ひとり親世帯、75歳以上の単身世帯、町内各福祉施設に「まごころプレゼント」として現金を贈り、皆さまの温かい気持ちをお伝えしています。

赤い羽根共同募金の中間報告

10月1日から、町民の皆さまにご協力をお願いしています「赤い羽根共同募金運動」につきましては、11月10日現在で102万5,840円の募金が寄せられています。皆さまのご協力に、心より感謝申し上げます。

災害で被災された皆様へ支援をお願いします

◇平成28年熊本地震義援金	13万8,580円 (令和3年3月31日まで)
◇平成30年7月豪雨災害義援金	8万2,200円 (令和3年6月30日まで)
◇令和元年台風第19号災害義援金	7万5,066円 (令和3年3月31日まで)
◇令和2年7月豪雨災害義援金	1万円 (令和2年12月28日まで)

町民の皆さまの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和2年10月末現在の義援金額です。

■問合せ 町社会福祉協議会(☎47-3536 総合福祉センター内)

福祉保健課 ☎47-5555

総合福祉センター
窓口7番

ひきこもり個別相談会を実施

公益財団法人北海道精神保健推進協会このりカバリー総合支援センターの専門職員が、相談対応をします。

相談は無料で予約が必要となります。秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

相談希望の方は、12月10日(木)までに福祉保健課健康増進係にご連絡ください。

管理課

☎47-2122

役場2階
窓口14番

奨学資金を貸し付け

令和3年度に、学校に入学または在学している方を対象に、奨学資金の貸し付けを行います。

■貸付金利 無利子

■償還期間

貸し付け終了後、1年間据え置きし、貸し付けを受けた期間に最大6年を加えた期間

■貸付金額(月額)

○高等学校 1万5,000円

○とき 12月17日(木)13時

○対象者 ひきこもりがちな方とその家族(家族だけの相談でも構いません)

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、12月23日(木)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○とき 1月19日(火)・20日(水)

○ところ 北見市総合福祉会館(予定)

○高等専門学校

・1学年から3学年 1万5,000円

・4学年から5学年 3万円

○専修学校

・高等課程 1万5,000円

・専門課程 3万円

○短期大学・大学 3万円

■減免措置

各学校卒業後、地元で就職(自営業を含む)した場合は、償還金額の50%が減免されます ※公務員・団体職員などは除く。

■申込み 令和3年3月31日(木)までに教育委員会管理課へ(必要書類様式は管理課にあります)

昔の資料、写真などの情報をお知らせください

町総務課では、訓子府町の歴史的資料や写真、家族から聞いた「昔の話」などさまざまな情報を収集しています。町民の皆さんのご協力で、さまざまな情報をお寄せください。

例えば、

■昭和26年の町制施行のときの商店のチラシや新聞記事

■平成時代の町の動きが分かる写真・資料 など

役場総務課庶務係にご連絡ください。資料などをお借りする対応について調整させていただきます。

■問合せ 総務課庶務係(☎47-2112 役場2階 窓口10番)